

広島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年二月十三日までの間、縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字小国字四反田四二六番一地从先から 世羅郡世羅町大字小国字四反田四二六番一地 先まで		三五・五〇 三九・六〇	一八・八〇	一八・八〇	拡幅